第三条の四の三第二項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第三号」を「同法第六十八条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三条の十五の見出し中「第二十条の二の十五」を「第二十条の二の十七」に改め、同条第一項中「第二十条の二の十五第一項」を「第二十条の二の十七第一項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十五第二項」を「第二十条の二の十七第二項」に、「本項」を「この項」に改める。

第四条の二中「第七十二条の二十三第二項第一号」を「第七十二条の二十三第三項第一号」に改める。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の四第二項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条の二の四第二項第一号中「同じ。）」の下に「又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）」を、「有する内国法人」及び「当該内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同項第四号及び第五号中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加える。

第十条の二の六第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第三号」を「同法第六十六条の四第十七項第三号（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十条の二の七第二項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第三号」を「同法第六十八条の八十八第十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第百九十二号

平成二十五年五月二日にドバイで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定について、両締約国政府が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十六年六月十日にアブダビで行われた。よって、同協定は、その第十四条1の規定に従い、平成二十六年七月十日に効力を生ずる。

平成二十六年六月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十三号

平成二十五年五月二日にドバイで原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定が署名された際、次の同協定第八条及び第九条の実施に関する書簡の交換及び合意された議事録の署名がアラブ首長国連邦政府との間に行われた。

平成二十六年六月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第八条及び第九条の実施に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日ドバイで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、特に、協定第八条及び第九条並びに協定についての合意された議事録6に言及する光栄を有します。

本使は、更に、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　協定に基づいて日本国の管轄から移転された設備（協定の附属書AのB部に規定するもの）及び当該設備に関連する技術を用いて得られた照射済核物質（以下「照射済核物質」という。）についてのアラブ首長国連邦の管轄の外（日本国の管轄内を除く。）への移転に関し、日本国政府は、2から6までの規定に従うことを条件として、協定第八条に規定する同意をここに与える。

2　照射済核物質は、濃縮し又は再処理するため、アラブ首長国連邦の管轄から、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はフランス共和国における施設であって、この書簡の附属書に掲げられたものに対し、それぞれの国の政策及び効力を有する法令に従って移転することができる。

3　アラブ首長国連邦政府は、そのような移転の記録を保管し、日本国政府に対し、それぞれの移転について、船積みの前に書面により通報する。

4　照射済核物質は、適当な場合には、次の協定の適用を受ける。

(1)　千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定

(2)　千九百九十年四月九日に作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

(3)　二千六年二月二十七日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

(4)　二千八年一月十五日に作成された原子力の平和的利用の促進のためのアラブ首長国連邦政府とフランス共和国政府との間の協定

(5)　二千十年十一月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のためのアラブ首長国連邦政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

5　再処理により回収された特殊核分裂性物質のアラブ首長国連邦の管轄への移転については、日本国政府の更なる同意を必要とする。

6　2から5までの条件の一若しくは二以上が満たされていないと日本国政府が考える場合、又は核不拡散、原子力の安全若しくは核セキュリティの見地から例外的な状況により必要とされると日本国政府が考える場合には、1に規定する同意の全部又は一部を終了させることができる。両締約国政府は、事情が許す限り、そのような終了に先立ち相互に協議を行う。そのような例外的な状況には、核拡散の危険を著しく増大させることなく又は日本国の安全保障を害することなしには同意を継続することができないと日本国政府が決定する場合を含むが、これに限られない。